



基安安発 0629 第 8 号
令和 2 年 6 月 29 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する労働者に対する特別教育の実施について

チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理及び造材の業務（以下「伐木等の業務」という。）に係る特別教育については、平成 31 年 2 月 12 日に公布された労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号）により、伐木等の業務に係る特別教育が一に統合されるとともに、その科目、範囲及び時間等の細目等が改正されたところであり、令和 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行することとされています。

平成 31 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 9 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 37 条の規定に基づき、施行日前に改正省令による改正前の伐木等の業務に係る特別教育を修了した者（以下「改正前特別教育修了者」という。）は、同通達第 2 の 1（3）に示す科目等（以下「補講」という。）を受講することにより、特別教育を省略できることとされています。このため、改正前特別教育修了者が、施行日以降も引き続き同業務に従事する場合は、施行日以降初めて同業務に従事するまでに少なくとも補講を受講することが必要となります。

一方、補講を実施する機関が、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため対面による教育を中止したことにより、改正前特別教育修了者の一部に、施行日以降初めて伐木等の業務に従事するまでに補講を受講することができない者が発生するおそれがあります。しかしながら、伐木等の業務における労働災害を防止するためには、これらの者に対しても施行日以降初めて伐木等の業務に従事するまでに補講を受講させることが必要です。

以上の状況を踏まえ、下記の方法による教育を実施した場合も補講を行ったものとして取り扱うこととしますので、関係事業者に対して周知いただくようお願いいたします。

記

1 視聴覚資料を活用した教育の実施

事業者が、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）が補講用に作成したテキスト及び視聴覚資料を用いて学科教育及び実技教育を行った場合は、補講を行ったものとして取り扱うこととする。

なお、当該学科教育及び実技教育は、令和2年3月26日付け基安安発0326第1号、基安労発0326第2号、基安化発0326第1号「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」の1（④を除く。）に示す考え方に基づき実施する必要がある。

2 対象者

この通達による取扱いは、改正省令による改正前の労働安全衛生規則第36条第8号に規定する業務に従事する者のうち、チェーンソーを用いて当該業務に従事する者として特別教育を修了した者について適用するものとする。

3 視聴覚資料を活用した教育を認める期間

この通達による取扱いは、令和2年9月30日までに実施した1による教育について適用するものとする。

4 その他

この通達に基づき1による教育を修了した者に対しては、林災防が別途実施する予定の実技教育等に関する補助講習を受講させることが望ましいこと。

基安安発 0326 第 1 号
基安労発 0326 第 2 号
基安化発 0326 第 1 号
令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

インターネット等を介した e ラーニングにより行われる特別教育の
当面の考え方等について

近年、事業者が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「eラーニング等」という。）によって労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う事例が報告されている。eラーニング等は、インターネット等を介して行う教育、研修等の一手法であるが、eラーニングによる特別教育は特別教育に係る法定の要件を満たさない場合もあることから、当該特別教育については、当面の間、下記 1 の考え方に基づき、下記 2 のとおり措置されたい。

なお、インターネット等を活用した様々な形式の特別教育の是非、必要な措置等については、おって指示する。

記

1 考え方

eラーニング等による特別教育として実施されている教育が、次のいずれかに該当する場合には、法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条から第 39 条まで及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）等の各特別教育規程の規定に基づき行われていないものと判断されることから、特別教育として無効であること。

- ① eラーニング等の教育内容が、各特別教育規程に定める範囲を満たしていない又は

eラーニング等の教材の閲覧・視聴等による教育時間が、各特別教育規程に定める時間未満であるもの

- ② 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者が、いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できないもの
- ③ 特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、実際の視聴・閲覧時間を受講者自身が操作できる場合、特別教育としてeラーニング等を提供する者（以下「教育事業者」という。）又は事業者が監視者を配置していないために、当該映像教材又はウェブサイト動画等の視聴・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合等、各特別教育規程に定める教育時間以上当該学科教育が行われたことが担保できないもの
- ④ 特別教育のうちの実技教育としての教育について、講師と同一場所で対面により実施していないもの

2 措置

(1) 上記1の考え方に基づき、特別教育として上記1の①から④までのいずれかに該当するものを実施している教育事業者に対しては、本通達を根拠として、

- ・ 特別教育としてeラーニング等を実施する場合は、当該eラーニング等が上記1の①から④までに該当しなくなったことを証明することを、貴職から文書により求めること。

なお、指導文書については、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班あて、写しを送付すること。

(2) 上記1の考え方につき、集団指導等の機会を捉え、関係事業者に周知すること。